

# 令和6年度 萩野小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

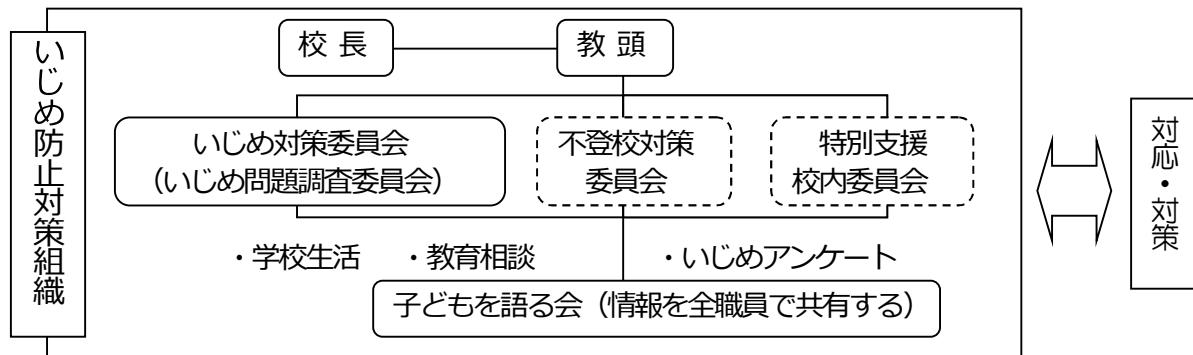
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

こうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に、「校内いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。ことのないよう組織として対応する。



### (1) 「校内いじめ対策委員会」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- 教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。(教頭)
- 年4回のいじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。(生徒指導担当)
- 教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- 隨時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告する。
- ・いじめ解消の判断をする。
- ・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。

### （2）いじめ対策委員会の構成員

＜教職員＞

- 校長 ○教頭 ○教育相談コーディネーター（教頭） ○教務主任
- 教育相談主任（養護教諭） ○生徒指導主任 ○スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー（パリエクとよた）
- ※必要に応じて、校外の専門的な知識を有する方を加える
- 民生児童委員 ○P T A会長 等

### （3）「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童（生徒）の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

### （4）「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校の状況に応じて、「子どもを語る会」（毎月1回を基本）と合わせて定期的に開催し、日常の児童（生徒）の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- イ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### （1）未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童（生徒）がインターネットやS N Sの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- オ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

### （2）早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的（6月下旬、9月下旬、12月上旬、2月下旬の年4回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ スクールカウンセラーの活用を図り、児童の情報収集並びに心の安定に努める。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

### (3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら「校内いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、豊田市法務課、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

### (4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

＜いじめ解決の目安＞

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

## 4 重大事態への対応

- (1) いじめと判断される事案についてはすべて教育委員会に早期相談票を提出する。
- (2) 重大事態が生じた場合は、「重大事態の対応フロー図」に基づき早期解決を図る。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「校内いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (5) 状況に応じては、警察に報告し、連携する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめといじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する基本方針に基づく取り組みの項目を盛り込んだ教職員による取組評価（1月）及び保護者への学校評価アンケート（11月）を年に1回実施し、いじめ防止対策組織でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を（OJT研修）を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認  ○現職研修「児童生徒理解と学級づくり」「子どもを語る会」  ○子どもを語る会	○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き  ○スマイル班での清掃活動  ○いじめ防止校内研修（OJT研修） ○公開授業（情報モラル・デジタルシティズンシップ教育）  ○子どもを語る会	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定  ○全校集会においていじめの対応について説明  ○「心のアンケート（いじめアンケート）」① ○教育相談週間  ○個別懇談会 いじめの対応について提示、説明	○保護者会での「学校いじめ防止基本方針」の説明と配付 ○公開授業  ○「親の育ち」家庭教育研修会 ○公開授業
5月		○現職研修「児童生徒理解と学級づくり」「子どもを語る会」  ○子どもを語る会	○スマイル班での清掃活動	○全校集会においていじめの対応について説明	
6月		○子どもを語る会	○いじめ防止校内研修（OJT研修） ○公開授業（情報モラル・デジタルシティズンシップ教育）  ○子どもを語る会	○「心のアンケート（いじめアンケート）」① ○教育相談週間  ○個別懇談会 いじめの対応について提示、説明	
7月		○子どもを語る会			
8月		○中間評価→検証			
9月		○子どもを語る会		○身体測定 ○「心のアンケート（いじめアンケート）」② ○教育相談週間	
10月		○子どもを語る会		○学校保健委員会	
11月		○子どもを語る会	○いじめ防止のキャッチコピーを考える。	○保護者への学校評価アンケート	
12月		○子どもを語る会	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○人権の授業	○個別懇談会	
1月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○子どもを語る会		○身体測定 ○教育相談週間	
2月		○自己評価 ○子どもを語る会		○「心のアンケート（いじめアンケート）」④ ○教育相談週間  ○公開授業 ○外部評価の結果公開	
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○子どもを語る会	○卒業生を送る会	□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査  ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。	
通年		○校内いじめ対策委員会を行い、校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に開催（OJT）	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○ソーシャルスキルトレーニング	○健康観察の実施 ○SCによる相談	

\*公開授業で「情報モラル」「デジタルシティズンシップ教育」に関する授業を各学年・学級で公開する。

\*いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応する。